

高齢者が狙われています！ 悪質商法にご注意ください！！

架空請求

実際には利用していないのに、大手サイト事業者を語り「有料サイトの閲覧料金が未納である」と、電話や電子メール等が突然届きます。「連絡しない場合には法的手段を執る」などという言葉で不安をあおり、支払いを求めてくる手口です。最近では、公的機関を装ったはがきによる架空請求の相談が急増しています。

アドバイス

はがき等にかかれた連絡先に電話をすると個人情報を聞き出されて、さらなる脅しの材料を相手に与えてしまいます。「訴訟を起こす」「差し押さえ」などの法律用語が書かれていても（相手から言われても）慌てず、身に覚えのない請求は、無視するようにしましょう。

点検商法

「無料で点検します」といって来訪し、「このまま放置をすると大変なことになる」「今日なら特別価格」などといって商品やサービスの契約をさせる手口です。



アドバイス

依頼していないのに来訪する業者は、安易に家に入れないようにしましょう。

また、「今日なら特別価格」などの言葉につられて、急いで契約せず、必ず別の業者からも見積もりを取り比較・検討する、家族などに相談するようにしましょう。

次々販売（商法）

親切な態度やセールストークで契約を結ばせます。一度契約をさせると、次々と別の契約を持ちかけます。



旅行や展示会などに無料招待して勧誘する手口もあります。

アドバイス

訪問時に販売目的を告げない事業者は、家に入れないようにしましょう。

また、契約する際は、周りの人とよく相談しましょう。

利殖商法

「値上がり確実」「必ずもうかります」などと利殖になることを強調し、リスクを十分に説明しないまま、金融商品への投資や出資話を持ちかける手口です。

株、公社債、投資用マンション、ファンド型投資商品などがあります。

アドバイス

仕組みが理解できない金融商品には手を出さないようにしましょう。訪問販売や電話勧誘があっても、希望しない勧誘には決して応じず、再度電話しないように言うなど、きっぱり断りましょう。

最近では、複数の事業者を装い勧誘してくる「劇場型」と呼ばれる手口が増えています。

催眠（SF）商法

「景品をプレゼントします」「健康にいい話をします」などと、商品説明会や安売りセールを名目に人を集め、閉め切った会場で日用品などを次々に無料で配り雰囲気盛り上げたあと、高額な商品を売りつける手口です。



アドバイス

会場に入ってしまうと、大勢の来場者が説明を聞いて盛り上がるという特殊な状況下で商品勧誘を受けるため、「買わなくてはいけない」という雰囲気になってしまいます。安易に会場へ近づかない、勧誘されても不要なものはきっぱり断りましょう。

訪問買取商法

電話や突然の来訪で、「不用品を買い取ります」などと言い、家に上がり込み、貴金属や指輪、ネックレスなどを出すように言われ、十分な説明もなく、強引に安価で買い取る手口です。



アドバイス

自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。また、前もって電話等で連絡をした場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。

このような業者は家に入れず、きっぱり断るようにしましょう。

必ずもうかります!! その話、信用して大丈夫? 情報商材のトラブル増加中!!

F X（外国為替証拠金取引）、仮想通貨等で簡単にもうかるという情報商材（インターネットを介してお金もうけなどに関する情報）を購入したが、実際は「役に立たない情報だった」「事前の説明以外の負担が発生したので解約したいが、事業者と連絡がつかない」等の相談が増えています。

アドバイス

「誰でも簡単に稼げる」とあっても実際に得られるものが情報どおりとは限りません。また、「返金保証」があるからと安心せず、発信元と情報の根拠や契約業者の連絡先を確認しましょう。少しでも疑問があったら契約をする前に周囲へ相談することが大切です。

見守りましょう

高齢者を狙った悪質商法が増えています。判断力の低下や周囲に相談できないことで被害に遭われる方も少なくありません。

被害を防ぐには、家族をはじめとする、周囲の方の見守りが必要です。「いつもとようすが違う」「何か悩みがありそう」など、気づいたときは、声をかけ、消費生活相談室などの相談窓口をご案内ください。

見守りポイント

- ▷見知らぬ人の出入りがある
- ▷頻りに荷物や郵便物が届いている
- ▷電話や来訪者におびえたり、慌てたりしている
- ▷お金に困っている